

議員提出議案第 十一号

幼稚園、小・中学校、障害児学校におけるNHK放送受信料
免除措置廃止反対に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、郵政大臣に意見書を提出する。

昭和六十三年十二月二十二日提出

提出者 三朝町議会議員 藤井 十成

賛成者 三朝町議会議員 倉本 良人

賛成者 三朝町議会議員 石山 利男

賛成者 三朝町議会議員 山本 仁

昭和六拾参年拾貳月貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

幼稚園、小・中学校、障害児学校におけるNHK放送受信料
免除措置廃止反対に関する意見書

幼稚園、小・中学校、障害児学校における学校放送やVTRの利用等の視聴覚教育は、年々その充実と強化がはかられている。特に、今日、義務教育学校における教育活動をすすめるうえでも、重要な役割をはたしている。

日本放送協会は、来年度、幼稚園、小・中学校及び障害児学校におけるNHK放送受信料の免除措置廃止を行おうとしている。

このような制度の見直しは、昭和二十五年に制定された放送法や、昭和五十年以降の衆参両院における逡信委員会の付帯決議、放送受信料免除基準、NHK学校放送の利用状況、義務教育学校における財政負担のあり方を慎重に検討をすれば、その継続が実施されるべきである。また、免除措置が廃止されれば、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、義務教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に障害となり、重大な影響を及ぼすものである。

よって政府におかれては、義務教育振興の充実と発展をはかる上からも、幼稚園、小・中学校、及び障害児学校におけるNHK放送受信料免除措置の廃止は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十三年十二月二十二日